

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「事業場」という。）において業務に従事していたが、平成○年○月○日午前8時40分頃、通勤途上において、お茶を購入するためにコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）に立ち寄ろうとした際、入口階段を踏み外し転倒した（以下「本件災害」という。）ことから、B病院に受診し「右膝打撲傷、右膝擦過傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、通勤途上の本件災害により本件傷病を負ったとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は本件災害が通勤経路の中断・逸脱中に発生したものであることから、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第7条第1項第2号により、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付」を行うこととされている。また、同法第7条第2項には、通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいう旨定められており、さらに、同条第3項には、労働者が、合理的な経路を逸脱し、又は移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間等については通勤としないと定められている。ただし、同項においては「当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない」旨規定され、逸脱・中断の間を除き、合理的経路に復した後は、「通勤」と認められることとされている。

なお、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について（労働省（現厚生労働省）労働基準局長通達 昭和48年11月22日付け基発第644号。以下「通達」という。）」の別添によれば、通勤経路の往復に付随する「ささいな行為」に該当するものは、逸脱、中断として扱わないこととしており、その例として、経路近くにある公衆便所を使用する場合、経路上の店でたばこ、雑誌等を購入する場合等、通勤経路の途中で行う生理的な行為やごく短時間で用の済む行為が該当するとされている。

- (2) 請求人は、本件請求において、通勤経路上で行ったコンビニへの立ち寄り、逸脱、中断には当たらない「ささいな行為」なので、通勤災害と認められるべきであると主張する。

この点、請求人がお茶を購入しようとしたコンビニは、通勤経路であるCを出た後、所属事業場とは反対方向へかつ横断歩道のないDを渡ったところに位置し、当該コンビニの前で段差を踏み外して負傷したのだから、請求人の利用

した経路は、合理的な「経路」でないことは明らかである。さらに、請求人がお茶を購入する目的は、その後の業務の途中に飲むためであり、通勤経路の途中において行う生理的な行為とは認められない。

したがって、請求人のコンビニへ立ち寄ろうとした行為は、ささいな行為には該当しないものと判断せざるを得ない。

(3) なお、請求人がお茶を購入した行為は、決定書理由第2の2の(2)のイで説示するとおり、上記(1)の日常生活上必要な行為であって通達で定める「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当すると考えられるものの、請求人の本件傷病は通勤経路の逸脱、中断中に発生したものであることから、本件災害を通勤によるものとは認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。